

令和８年度OMO常設コーナー設置業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和８年度OMO常設コーナー設置業務

2 委託期間

契約締結の日から令和８年１２月３１日まで

3 業務目的

近年、急激な消費のデジタルシフトによって国内食品分野の電子商取引（以下「ＥＣ」という。）市場は拡大傾向にあり、大手企業や県外企業のＥＣ参入により競争が激化している状況である。

そこで、本業務では、多くの人流が見込める関西圏のターミナル駅隣接施設において、オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験を提供するとともに、消費者が県産品を試飲試食後に、その場又は二次元コードの読み取り等によりＥＣで購入できる販売の場（OMO常設コーナー）を設置し、県産品の更なる露出機会の創出により認知度向上及び新規顧客開拓を図るとともに、ＥＣへの誘導により事業者の自立的成長へつなげる。

※ 本仕様書において、「県産品」とは、宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は宮城県内の業者が企画し、宮城県内生産の食材を主原料として製造されたものを指す。

※ 本仕様書において、「OMO（Online Merges with Offline）」とは、県産品の接点創出及び商品購入の両局面において、オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験を提供するマーケティング手法を指す。

4 業務内容

関西圏において以下のとおりOMO常設コーナーの設置・運営を行うこと。

受注者は、OMO常設コーナーの設置・装飾・商品選定・商品管理等の業務を行い、運営に係る各種諸経費が発生した場合は発注者と協議の上支払うこと。

（１）OMO常設コーナーの概要

ア ターゲット及びコンセプト

地域特産品や新商品に興味を持つ消費者（外国人観光客を含む）へ県産品の魅力を発信するため、

消費者への地域PRに加え、物販や試飲・試食、来店者の生の声も取得し、新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）を行う。

なお、「イ 設置店舗」と「ウ 設置期間」については、店舗管理者と発注者にて調整済み。

イ 設置店舗

あべのハルカス近鉄本店（大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目１－４３）

ウ 設置期間

令和８年９月３０日から令和８年１０月６日（７日間）

エ 販売商品数及び事業者数

５０商品程度

オ 打合せの実施

受注者は、店舗管理者と調整の上、事業効果を更に高めることを目的とした打合せを適宜実施すること。実施結果は、打合せ実施後 2 週間以内に発注者に報告すること。

なお、打合せ方法は対面又はオンラインいずれかの方法とする。

(2) 出品者募集及び商品選定

受注者は、販売商品について、出品者及び商品リストを作成し、発注者と協議を行った上で商品選定を実施すること。

ア 販売商品は次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 宮城県内で製造または販売されているものであること。

(イ) 出品者は宮城県内に事業所を有する法人又は個人であること。

(ウ) 出品者は食品サイトを運営していること（出品者が外部委託により運営する EC サイトや EC モール内の自社店舗ページでも可）。

イ 発注者が指定した商品についても、販売商品とする場合がある。

ウ 出品者及び商品リストを作成し、速やかに発注者に提出すること。

(3) 商品管理

ア 商品陳列・撤去時の立会

店舗への初回の商品陳列及び最終日の撤去時に立会を実施すること。

イ 商品在庫の追加

店舗管理者から商品の欠品や補充について連絡を受けた際は、速やかに商品を納品すること。

ウ トラブルへの対応

販売において、発生したトラブル等（消費者からのクレーム等）については、受注者が店舗管理者や出品者と協力して解決に当たるとともに、発注者に適時報告を行うこと。

(4) 販売方法及びデータ収集

ア 商品 PR 及び試飲試食誘導

(ア) 販売スペースへ消費者を呼び込み、多くの試飲試食につながるような工夫を実施すること。

(イ) 受注者は、店舗管理者と調整し、販売員が各商品の特徴、魅力、ストーリー及びメーカーの想い等をインプットし、来店者に対し商品 PR 及び試飲試食の誘導を行えるようにすること。

(ウ) 目標数は以下のとおりとする。

試飲試食者数は延べ 700 人

イ 聞き取りの実施

(ア) 受注者は、店舗管理者と調整し、販売員が試飲試食者に対し、商品のパッケージ、外観、食べ方、味及び価格等の改善につながるような意見・感想（以下「VOC (Voice Of Customer)」という。）を聞き取れるようにすること。

(イ) 聞き取りに当たっては、来店者に対し、商品パッケージや外観等に関する情報を十分に与え、より有益な意見収集になるよう配慮すること。

(ウ) 目標数は以下のとおりとする。

設置期間中 1 出品者当たり 2 件以上

ウ 商品の販売

来店者が試飲試食後に、オンライン（ＥＣでの購入）とオフライン（現地購入）の双方の手法により商品を購入できる仕組みを提案すること。

エ 情報収集及びデータ分析

（ア） 商品ＰＯＰ又はカードに記載されている二次元コードの読み取りなどにより、来店者を開催期間中及び開催期間後にＥＣへ積極的に誘導する手法を提案することとし、その遷移がストレスなく行われるようにすること。

二次元コードからリンクするＥＣサイトは、出品者が運営するサイトとする（出品者が外部委託により運営するサイトまたはＥＣモール内の自社店舗ページでも可）。

（イ） ＥＣ誘導数について、開催期間中及び開催 1 か月後までのデータを捕捉できる仕組みを提案すること。

（ウ） 収集したデータの分析結果を発注者と協議の上、出品者ニーズに応じた個別シート等を作成し、フィードバックを実施すること。

（５） ＯＭＯ常設コーナーの運営

ア 装飾

（１）アで設定したターゲット及びコンセプトに合致し、業務目的を遂行するための効果的な陳列レイアウトを提案すること。また、視認性の高い装飾・ポップ等を提案し、発注者と協議の上、制作及び設置すること。制作物の電子データは、開催 2 週間前までに提出すること。

なお、必要な什器や備品等については、店舗管理者と協議の上、手配及び配置すること。

イ 各種記録

契約締結後 1 か月以内に、当該業務に係るスケジュールを提出すること。

ＯＭＯ常設コーナー設置期間中の店舗内風景等の定期的な記録写真の撮影を行い、その都度、発注者へデータ納品をすること。納めるデータの形式は、必要に応じ発注者と協議の上で決定すること。

ウ 出品者アンケート

各出品者に対して、出展終了時にアンケートを実施し、速やかに集計及び分析の上、発注者へ報告すること。

なお、アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

（６） 業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式でメールにより発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施結果及び業務運営を通じて見出された、今後の事業展開に向けた課題や考察等をまとめた実績報告書を作成し、持参又は郵送及びＰＤＦ形式で電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
スケジュール	任意様式・電子データ	電子メール	契約締結後 1 か月以内
出品者及び商品リスト	任意様式・電子データ	電子メール	作成後速やかに
店舗管理者との打合せの記録	任意様式・電子データ	電子メール	実施後 2 週間以内
会場装飾、ポップ等の制作物	任意様式・電子データ	電子メール	開催 2 週間前
各種記録	任意様式・電子データ	電子メール	適時
フィードバック情報	任意様式・電子データ	電子メール	適時
出品者アンケート結果	任意様式・電子データ	電子メール	作成後速やかに
業務完了報告書	指定様式・電子データ	電子メール	令和 8 年 1 2 月 3 1 日
実績報告書	任意様式 A 4 判・紙媒体 1 部及び電子データ	持参又は郵送及 び電子メール	令和 8 年 1 2 月 3 1 日

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の作業体系について、企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。